

2017年1月20日

生活保護行政の改善を求める申し入れ書

世田谷区長 保坂展人 殿

NPO法人POSSE
(連絡先) 東京都世田谷区北沢4-17-15
ローゼンハイム下北沢201号室
大内 萌 渡辺 寛人
TEL:03-6699-9375
FAX:03-6699-9374

生活保護問題対策全国会議
(連絡先) 大阪市北区西天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所
弁護士 小久保 哲郎
TEL:06-6363-3310
FAX:06-6363-3320

1. 申し入れ趣旨

平素より、職員の皆様におかれましては、より良い福祉行政の実施のためにご尽力されていることと存じます。

しかしながら、東北地方の20代女性が親兄弟からの虐待から逃れるために単身上京し、警察署で住民票の閲覧禁止措置を取ったにも関わらず、昨年10月に世田谷区烏山福祉事務所で生活保護を申請しようとした際、「親に連絡を取れ」「福祉事務所から親に連絡をする」「実家に帰れ」などの対応がなされました。女性は深刻な精神的苦痛を受け、また生活保護の申請をすることもできませんでした(詳細については会見資料をご参照ください)。

私たちは、この事件に関わる中で、なぜこのような事件が生じたのかを調査し、再発を防ぐ措置を講じることについて、強い問題意識を抱いています。そこで、実態や今後の対応に関するいくつかの質問や要望を掲げました。

現状を正確に把握し、オープンな議論を重ねていくことで、透明性・信頼性の高い福祉行政の条件が整います。より良い福祉行政を目指す想いは共通のものと考えておりますので、以下の項目についてご回答くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご多忙中にお手数をおかけして恐縮ですが、2017年1月27日までに上記連絡先宛てにご回答いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 申し入れ事項

(1) 福祉行政の改善に向け、区長や区職員と私たち生活困窮者支援団体との継続的な協議の場を設けてください。

➤ 協議したい事項

① 今回の事件の実態究明

- ・ 今回の事件について、世田谷区としてはどのような問題として認識しているか。
- ・ なぜ、今回のように虐待・DVを受けて逃げてきた当事者に対し、家族と連絡を取ることや実家に帰ることを求め、扶養照会を送ろうとしたのか。
- ・ 当該部署には虐待・DV関係の専門知識を持つ職員が配置されているのか。もしくは、区として十分な教育・研修を実施しているのか。

②再発防止策

- ・今回の事件が発生した後、区として再発防止策を取ったのか。また今後どのような対策を取るべきだと考えているか。
- ・今回のように行政による人権侵害が起こった際、被害者の被害回復や異議申し立てを行う手段は用意されているか。

(2) 「誰でも安心して利用できる福祉の窓口」を作るという趣旨で、世田谷区としての「宣言」を出してください。

➤ 趣旨

私たち生活困窮者支援団体には、福祉受給者に対する行政による人権侵害・違法行為に関する相談が数多く寄せられています。NPO法人POSSEに寄せられた生活相談のうち、違法性が疑われる行政の対応が7割にも上ります。

こうした福祉行政による人権侵害・違法行政を日本からなくしていくための先進的な取り組みとして、世田谷区が「誰でも安心して利用できる福祉の窓口」を作るという意思表示をしていただきたいと思います。